

# 質 問 回 答 書

(開札日 令和6年1月30日)

入札件名 令和6年度榎原中継ポンプ場外8施設電力供給

番号	質問	回答
1	各施設の現在の電力供給会社 及び 現在の(施設毎の)計量日を教えてください。	電力供給会社は全て九州電力株式会社です。 現在の計量日は毎月1日となっております。
2	各施設について、自動検針装置はついていますか。	自動検針装置は全施設付いております。
3	各施設について、自家発補給電力の契約はありますか。また、ある場合は契約電力(kw)、使用予定期間を教えてください。	自家発補給電力の契約はありません。
4	入札書に記載する日付は作成日でよろしいでしょうか。	お見込みの通りです。
5	入札額の算定時の力率について、力率100%で算定してよろしいでしょうか。(力率割引を考慮する)	お見込みの通りです。
6	弊社は環境配慮の観点より、紙請求書については廃止、電子化へ移行しております。 お客さまにはお客さま専用 Web ページにて請求書を確認頂くこととなりますが、問題ありませんでしょうか。(Web からダウンロード可能)	問題ありません。
7	電子請求書が不可の方 弊社では特別処置として紙請求書の対応を行った場合、請求書の到着が使用月に対し翌月の15日前後となります。 また、GW等長期連休時に20日頃になる可能性がございますが、ご承諾いただけますでしょうか。 ※お支払いにつきましては、請求書受領後30日以内に振込となります。(年度末でも同様)	
8	ご請求について、弊社では供給施設内にご入居されている企業様に対して個別に請求書を発行する事が出来ません。ご了承いただけますでしょうか?	承知いたしました。
9	弊社の請求書は、原則、翌月10日迄より順次 Web サイト上で開示、請求書受領後30日以内に振込となります。	承知いたしました。

	<p>なお年度末でも同様の対応となりますが、ご了承くださいませ。</p> <p>※分散検針の施設（検針日が1日以外）につきましても通常月と同様の対応になりますので、ご注意ください。</p> <p>例 5日検針日</p> <p>2月使用分 2/5～3/4 までの請求書→翌月 4/10 頃に web サイトへ掲載</p> <p>3月使用分 3/5～4/4 までの請求書→翌々月 5/10 頃に web サイトへ掲載</p> <p>電子化以降、紙での請求書原本の到着はございません。</p>	
10	<p>施設において建築・増築にかかる移転はございますか。また、供給開始後期間中に引き込み位置の移設・変更等、工事や設備工事（設置・撤去を含む）のご予定はありますでしょうか。</p> <p>また、契約開始後に発生しました工事作業及び工事申込に関しましては工事予定日 2 か月前までに弊社と協議を行っていただくことをご了承いただけますでしょうか。</p> <p>※契約開始直後：直近 6 か月前後（23 年 4 月供給開始の場合⇒対象：22 年 10 月～23 年 6 月）</p>	<p>建築・増築にかかる移転や引き込み位置に関する工事等の予定はございません。</p> <p>協議に関しては承知いたしました。</p>
11	<p>開札結果について公開方法・範囲を教えてくださいませでしょうか。</p> <p>あるいは開札結果を開札日（あるいは翌日）に電話かメール等でご連絡をいただくことは可能でしょうか。</p>	<p>市のホームページで公開いたします。連絡はしません。</p>
12	<p>当該地域を管轄する電力会社（一般送配電事業者を含む）による「制度変更」等の変更が行われた場合、「世界情勢や金融・燃料費変動によって入札時との状況の変化が発生した」事により、協議に応じていただくことは可能でしょうか。</p> <p>当社は当該地域管轄電力会社と結んでいます契約内容（電気受給約款、託送供給約款）に基づいて入札額（入札単価）を決定しているため、協議不可の場合は当社の入札への不参加となる場合がございます。</p>	<p>基本的には契約書（案）第7条での協議となります。また託送料金に変更となった場合も、協議に応じることとしています。</p>
13	<p>入札保証金及び契約保証金の免除について、契約履行証明書等の提出書類をご教示願います。</p>	<p>ホームページに掲載の、よくある質問 A5 を参照ください。</p>
14	<p>電気利用者の利益保護の観点及び使用状況等確認させていただくため、弊社が落札させていただ</p>	<p>データを持っていないため、対応できません。</p>

	いた場合、「直近1年分の30分値データ」をエクセルデータにてご提供をお願いしております。ご対応いただけますでしょうか。	
15	<p>※データ等をお持ちでなく提供ができない方のみ</p> <p>データ等をお持ちでなく提供が不可ということでしたら落札時に「30分値データ取得についての同意書」へご捺印・ご提出のご対応は可能となりますでしょうか。</p> <p>当該書面を提出いただくことにより広域機関から弊社への貴施設30分値の広域機関より提供いただくことが可能となりますがこういった対応も難しいでしょうか。</p> <p>こちら落札後の対応となります。</p>	対応可能です。
16	落札時、電力切替え手続きにおいて、必要な情報を確認したく、最新請求書1ヶ月分の写しをご提出いただくことは可能ですか。	可能です。
17	2月5日が締結日となっておりますがこちらはあくまでも契約締結期限ではなく締結日ととらえてよろしいでしょうか。	2月5日は契約締結期限です。
18	<p>第3条（権利義務譲渡・・・）</p> <p>下記文言の追記をお願いできますでしょうか。</p> <p>受注者は、この契約によって生じる権利、または義務を第三者に譲渡し、または承継させてはならない。但し、発注者の承諾を受けた場合は、この限りでない。</p> <p>この後に→ただし、発注者の承諾を受けた場合、若しくは、信用保証協会又は中小企業信用保険法施行令</p> <p>（昭和25年政令第350号）第1条の4に規定する金融機関に対して売掛債権を譲渡する場合はこの限りではない。</p>	ご指摘の文言は追記いたしません。
19	<p>第8条（支払）</p> <p>記載では「計量の通知後、請求」となっておりますが、実際の業務では1日の午前0時に自動計量され、毎月第4営業日を目途に請求書発行となり、その請求書にご利用の内訳が記載されております。</p> <p>文面： 計量⇒通知⇒請求</p> <p>実情： 計量⇒請求・内訳送付</p> <p>特に契約書文面は変えていただかなくても結構ですが、弊社では計量結果の報告を別途行うとい</p>	承知いたしました。

	<p>った対応は行っておりません。</p> <p>また、検査合格後の日付にて請求書の再発行は致しかねますのでご了承願います。と同時にこの流れについては予めご承知おきいただきたく存じます。</p>	
2 0	<p>第 19 条（規定以外の事項）</p> <p>定めのない事項につき協議を行う際に『受注者の電力需給約款参照の上』を追記お願いできますか。</p>	ご指摘の文言は追記いたしません。
2 1	<p>第〇条（違約金・・・）</p> <p>発注者の責に帰すべき事由により発生する違約金についての記載がございませんので、下記文言を参考に条項を追加をお願いできますでしょうか。</p> <p>⇒『発注者の責に帰すべき事由により本契約が解除された場合には、発注者は、当該日から契約期間満了の日までに係る予定使用電力量に、本契約書別紙に定める契約金額(電力量料金単価)を乗じた額に、本契約書別紙に定める基本料金を加算した額の 10 分の 1 に相当する額を違約金として受注者の指定する期間内に支払わなければならない。』</p>	ご指摘の文言は追記いたしません。
2 2	<p>今回のご契約における月々のお支払いは、お振込でしょうか口座振替でのご対応でしょうか。</p>	振込となります。
2 3	<p>入札書、入札内訳書が同送となっておりますがこちらは、ホチキス止め・袋とじ、また割印等のご指示はございますでしょうか。</p>	送付される入札書（様式第 1 号）、入札内訳書（別紙 2-1）については、2 枚をホチキスで止める必要や、袋とじにする必要はなく、また割印も必要ありません。
2 4	<p>契約期間中に建替や増築、トランス増量、受変電設備および引き込み位置の移設・変更、受電設備の新設など、電力の契約に影響するような工事予定がある場合、対象施設と工事内容を教えてください。</p>	工事の予定はございません。
2 5	<p>燃料費調整額の取り扱いについて、現行、入札における最大の懸念点となっております。昨今の電力業界では、短い期間で料金等の見直しが行われており、ご契約期間中のいつのタイミングで見直しすると発表されるかわからない状況にあります。</p> <p>九州電力株式会社は燃料費調整額の取り扱いについて以下のように発表しています。</p> <p>【10 月以降供給開始の需要家様に対しこれまで</p>	原案のままとさせていただきます。

の燃料費調整、および離島ユニバーサルサービス調整に加え、毎月の市場価格の変動を調整する仕組みとして「市場価格調整」を新たに導入いたしました。また、この運用は、2024年3月分電気料金までの適用とさせていただき、以降の電気料金については、2024年度以降の供給力を踏まえ、再度内容等の見直しをさせていただく予定です。】

「再度内容等の見直し」とは具体的にまだわかりませんが、弊社のご契約期間中に基本料金単価・従量料金単価の見直し協議依頼は想定しておりません。ですが、弊社で入札時に提示した、料金メニュー単価を算定する仕組みの中には、燃料費調整額の算定諸元も考慮されているため、入札金額算定後に燃料費調整額の算定諸元まで見直しをされてしまうと、結果、需要家様にとって値上げになるもの、値下げにつながるものと混乱を招くこととなります。

これらの制度の見直しは九州電力株式会社にご契約中の需要家様に対してのご対応であるため、弊社の方針といたしましては、燃料費等調整額は現行の算定諸元をご契約満了まで適用させていただきたく、弊社様式の電力需給契約書、もしくは、貴市様式の物品供給契約書に追記や別紙、覚書等によるご対応をお願いしたい所存でございます。

久留米市企業局 上下水道部下水道施設課 南部浄化センター

電話 0942-26-2111

F A X 0942-26-2111

E-MAIL gesuinan@city.kurume.lg.jp